

尾道市因島地区空き店舗活用支援事業募集要項

新たな出店・開業者募集

《募集期間》

4月15日（木）～6月15日（火）

土生商店街で新たに開業するみなさまから、出店・開業プランを募集し、優れたプランとして選定された方へ、施設改修費、備品購入費の一部を助成します。

（営業開始日から3年以上継続して営業することが条件です。）

令和3年4月

尾道市因島総合支所 しまおこし課

1 補助内容

(1) 補助の対象となる地区

土生町商店街連合会該当地域

(2) 補助の対象・経費

補助対象経費		補助率	補助限度額	補助金交付時期
施設改修費	店舗部分の改装費のうち内装工事、外装工事、給排水工事、サイン工事及び電気工事に要する経費	1/2 以内	200万円	開業時 (工事完了後)
備品購入費	施設改修と一体的に整備される備品、設備機器の購入に要する経費		50万円	

*出店業種は、日本標準産業分類に定める分類のうち次の業種

大分類		中分類	小分類
I	卸売、小売業	56 各種商品小売業	
		57 織物・衣服・身の回り品小売業	
		58 飲食料品小売業	
		59 機械器具小売業	
		60 その他の小売業	
M	宿泊業、飲食サービス業	75 宿泊業	766 バー、キャバレー、ナイトクラブを除く。
		76 飲食店	
		77 持ち帰り・配達飲食サービス	

【備考】

- ① 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税は対象外です。
- ② 算定した額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとします。

(注1) 施工業者は、原則として市内に本店、支店、営業所、事務所その他これらに類する施設を有する法人又は個人事業者に限るものとします。ただし、特別の事由があると市長が認めた場合はその限りではありません。

(注2) 営業開始後3年未満で事業を廃止又は休止する場合等は、補助金の返還を求めます。

要件	2年以上 3年未満	1年以上 2年未満	1年未満	その他 ※要綱参照
交付した補助金の返還額	1/4	1/2	全額	

(3) 補助の対象外

次のいずれかに該当する場合は、補助の対象とはなりません。

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の適用を受ける店舗である場合
- ② 事務所又は倉庫として利用する場合
- ③ 補助対象者が所有する遊休施設で、当該遊休施設を当該補助対象者又は親族が再び営業する場合

2 選定方法

選定方法：募集期間中に提出された申請書類及びプレゼン等により、総合的に判断して選定します。

【審査基準】

審査項目		審査基準
事業主 (意欲、貢献度、 事業経験・知識)	(1) 事業等に対する意欲 と熱意	<ul style="list-style-type: none"> • 出店の動機は適正なものであるか • 事業実施に向けて意欲的であるか
	(2) 商店街への貢献及び 活性化	<ul style="list-style-type: none"> • 商店街の活性化に関して熱意があるか • 商店街活動に積極的に参加しようと考えているか
	(3) 事業経験及び知識	<ul style="list-style-type: none"> • 事業全体について十分な経験があるか（経験年数） • 顧客ニーズに応えられる知識があるか（資格取得等）
事業計画 (運営体制・雇用 創出、収支計画、 継続性・発展性)	(4) 運営体制・雇用創出	<ul style="list-style-type: none"> • 実施体制（人員等）に問題がないか • 出店により新たな雇用が創出されるか
	(5) 収支計画の適正	<ul style="list-style-type: none"> • 収支計画に無理はなく、適正なものであるか • 借入や補助金等に依存した収支計画になっていないか
	(6) 事業の継続と発展性	<ul style="list-style-type: none"> • 継続的な経営が可能か • 将来的に順調な経営が見込めるか
	(7) 事業計画の適正	<ul style="list-style-type: none"> • 事業計画に無理はなく、適正なものであるか • 十分に練られた事業計画であるか
事業内容 (事業内容・適正 業種、新規性・独 創性、地域・顧客 ニーズ)	(8) 事業内容・業種の適 正	<ul style="list-style-type: none"> • 空き店舗等の活用として相応しい業種及び事業内容であるか • 商店街にふさわしい業種及び事業内容か
	(9) 事業の新規性・独創 性	<ul style="list-style-type: none"> • 集客力の高い商品、サービス内容となっているか • 店舗や商品などが他にはない独創的なものであるか
	(10) 地域顧客ニーズの 理解	<ul style="list-style-type: none"> • 地域や顧客が求めているものであるかを理解しているか • 既存店や競合店を刺激する新しい取り組み内容となっているか

【審査会】

尾道市因島地区空き店舗活用支援事業審査会を設置し審査します。審査委員は、因島総合支所長、因島総合支所しまおこし課長、産業部商工課長、因島商工会議所から推薦を受けた者、土生町商店街連合会から推薦を受けた者の5名以内とします。審査会は非公開で開かれます。

3 応募の要件

応募できる方

- ① 対象地区内の遊休施設に新たに出店又は開業しようとする者であること。
- ② 対象地区内に既に店舗を有する者が当該店舗を移動する者でないこと。
- ③ 法令及び公序良俗に反しない事業を行うこと。
- ④ 補助対象者が個人である場合はその者、補助対象者が法人である場合はその役員が尾道市暴力団排除条例（平成24年尾道市条例第13号）第2条第1号から第3号までに掲げる者でないこと。
- ⑤ 補助対象者が個人である場合はその者、補助対象者が法人である場合は当該法人に市税等の滞納がないこと。
- ⑥ 営業開始日から3年以上継続して営業すること。
- ⑦ 因島商工会議所から事業計画作成について指導を受けること。
- ⑧ この補助金に係る事業に関して国、県又は市の制度による他の補助等を受けていないこと。ただし、尾道市中小企業創業資金利子補給金交付要綱（平成25年3月28日制定）に基づく尾道市中小企業創業資金利子補給金を受ける場合については、この限りでない。

4 提出書類

以下の申請書類等を応募窓口までご郵送、またはご持参ください。

- ① 補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 事業計画書（様式第2号）
- ③ 事業収支予算書（様式第3号）
- ④ 開業計画書（様式第4号）
- ⑤ 意見書（様式第5号）
- ⑥ 遊休施設の賃貸借契約書（契約書に改修に係る工事許可承認事項が記載されていること。）若しくは建物売買契約書の写し又は当該事業の申請行為及び申請内容を所有者から確認し承諾したと確認できる書面
- ⑦ 補助対象事業の着手前の施工箇所等の写真
- ⑧ 現況平面図及び計画平面図
- ⑨ 改修及び備品購入に係る見積書の写し
- ⑩ 暴力団排除に関する誓約書（様式第6号）
- ⑪ 市税等の滞納がないことを証する書面
- ⑫ その他市長が必要と認める書類

■申請書類は、尾道市ホームページからダウンロードできます。

URL：<http://www.city.onomichi.hiroshima.jp/>

5 応募窓口

尾道市因島総合支所しまおこし課

住所 〒722-2392 尾道市因島土生町7番地4 電話 0845-26-6212

〈ご郵送〉 6月15日（火）必着。期限内に到着するようお送りください。

〈ご持参〉土日祝日を除く、午前9時から午後5時までにお持ち下さい。

6 応募から補助金交付まで

